

特36

515

經典餘師大學全

溪百年編述



經典餘師序
四書

京攝

合書堂藏梓

經典餘師序

先王之道存乎七經也炳如
日星然或有不知不解者何
也不善讀故也所以讀而不
善讀者何也不得其師故也
是以古之學者必擇師而事

溪百年編述



經典餘師序
四書

京攝

合書堂藏梓

經典餘師序

先王之道存乎七經也。炳如
日星。然或有不知不解者。何
也。不善讀故也。所以讀而不
善讀者。何也。不得其師故也。
是以古之學者。必擇師而事

之。而後日知其所未知。駸々乎以進。傳曰三王四代。唯其師。其斯之謂歟。通邑大都。固不乏其師。若夫僻邑寒鄉。求師而不得。徒費歲月者。實可憫惜哉。溪世尊有慨于茲。謂

高論之無益。不如卑論之有益也。因以國字解論語孝經等書。諄々不置。名曰經典餘師。學者獲而讀之。則雖僻邑寒鄉。豈不有餘師哉。因介乞余序。為題以一語云

天明丙午仲秋

正二位管原胤長



溪世尊頓首再拜謹以奉書

大納言管原明公臺下。嘗聞朝廷不歷位而相與言。不踰階而相揖禮也。夫貴賤失序。謂之亂階。不再。豹之道與。在昔亥唐之於平公。子思之於繆公。子陵之於光武。皆賢而犯之。且不曰事而曰交。不稱臣而稱友。何也。是所謂友其德者也。崑穴士之就青雲也。其意亦不外於此。非巖之不深也。苟尊德而下士。何謂豹之道。苟由道而處世。何嫌巖不深。若夫巢箕洗涓。匏瓜子世者。君子不由也。恭惟管廟天縱。敏濟德乃文。民到于今。浴其膏澤。實國家之梁

棟也。臺下續成其基業。檢揚其光輝。而為冠冕於斯道。乃世之所矜式也。世尊不佞生于海隅。育于漁蕪。身不習禮義。固無意顯達。且伏枕與歲相半。病間讀書適意而已。久仰臺下盛德。而未由拜其馨香。諺所謂雲上不可階。而外者非耶。仰慕之切。輕瀆威尊。不佞嘗撰國史六十一卷。名曰天朝史鑑。微力而未終業矣。其餘間著經典餘師二十五卷。狂簡之言。雖卑卑焉。庶乎為蒙士為學之一助。其所以立意者如左。蓋斯文之興也。國初以降。莫盛於江都矣。以惺窩先生為木鐸。自茲厥後。緒

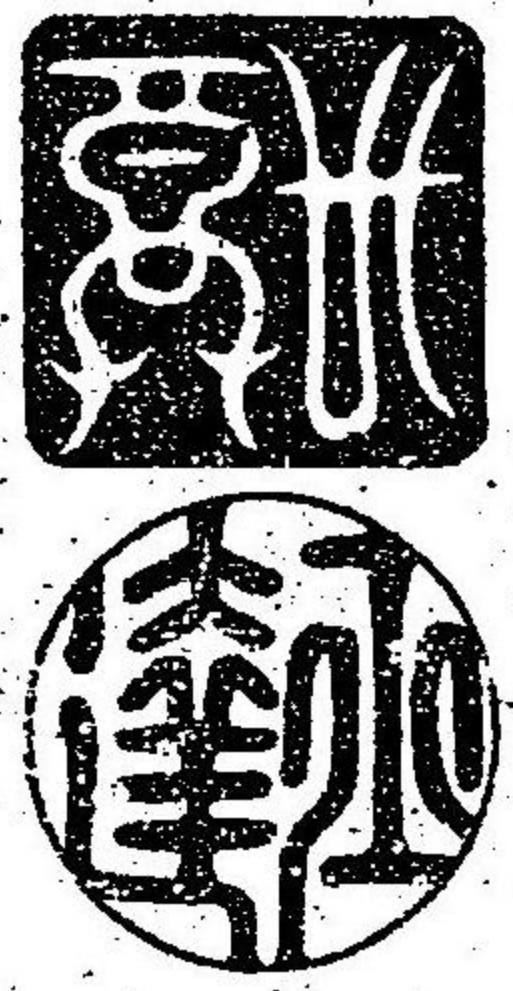
紳則右府藤公。黃門公。池田侯。縫掖則林子。藤樹。熊澤。山崎。木頃。庵。伊仁。齊。物。徂。來。皆為天下儒宗。慶長正德之際。於斯為盛。再。來。聖代治教加隆。人皆安息。於是乎飽食暖衣。繁樂怠教。乃至于城不讀。韜畧。敵冕。無誦詩書。且近來無志學問者。衆矣。顧其故如何。各有所病。再。蓋貴人所病者。三。庶人所病者。四。凡為君者。志于斯道。則其身不可不重威也。宜居敬而行簡。以。為不如愛采色。事宴遊。一也。事明君。不如遇暗主之易易。是以侍妾嬖臣。不欲勸之。二也。凡今人君不好式。閭顧廬。適舉儒士。亦

皆列諸臣下。故不敬其所教誨。僅有所厭更留心他技藝三也。貴人之病。職斯之由。庶人以爲斯道也。非黎庶可學者。比之茶香花画。以爲奢侈無用之物。併棄置之。一也。又爲不如三弦淨瑠璃之易。且樂二也。幼而不學。問長而耻。下問三也。或僅學之。俄以爲唯我覺者。而唾佛罵人。及破家產。甚之至。輕君與父。是以其父母爲之禁錮焉。四也。庶人之病。職斯之由。又有陽廢之。而陰好之。其心以爲願得捷徑。私叔之。然以難讀且不易解。乃長大息。而自畫者。是貴與賤之通病也。且爲女子者。初不相與。

焉。大抵其所習讀。不過伊勢源語之類。固不足以稱閨門之具矣。今所以有餘師之舉者。乃爲是故也。又惟天朝神威之宗。于萬邦也固矣。日神之德。之純。嗚嗚乎。不可尙已。與夫異邦寡德蒙塵。聰明篡位之類。天壤不啻。是以天朝之於紀律也。儒可爲之羽翼。仏亦不爲益蓋。仏及百家。凡小道之可觀者。皆舉而加之於政。以益於治民。此所以成其大也。固弗可混合而用矣。而近來彼徒阿其所好。輕視國典者。往往有焉。又有神道者。雜出其間。使人眩暈迷惑。於是附一篇於其後。以明有初。

學當務之第一義也。簡編全備。命諸剖。唯恐野人之作。不可傳諸將來。不意辱歷高覽。又賜之序。實不朽盛事哉。先是不佞與奧平侯。有忘勢之交。侯勸乞序於林學士。適爲削牘。侯爲紹介。報書未至。而侯羅病。乃薨。不識達否。後絕無聞焉。今旣蒙臺下之寵光。何幸加旃。不棄芻蕘之愛。及謗劣如不佞者。勝因緣哉。謹茲裁書。以奉謝。左右時暑。氣漸至伏。惟尊躰爲國家自重。臨書不勝戰栗之至。頓首再拜。

五月二十三日



謹題經典餘師後



伐柯如何。匪斧不克。然器不利。則不能善其事。學道如何。匪師不克。然非可爲規矩準繩於人者。安能得導德行之域哉。任重道遠。則將毀其器。可不慎乎。溪先生常自謂吾未能窺國典之萬一。況其他乎。抗顏解師。吾豈敢。強自任。唯恐賊夫人之子。蓋其意以爲德不可爲。規矩準繩而施教。則斯道不尊。若得使人獨學自得。庶乎無所偏倚。乃著經典餘師二十五卷。試之傍人。其易通曉。如讀平語。太平記。然可謂伐柯之斧。

不他求而自得。利斧矣。其用意之深。不容易云。先生平生好詩。傍耽俗書。故人或以詩名呼。又以爲書家。瀧本之流。亞是非先生之本旨也。嗚乎。美人不佞。雖久列先生之席末。爲五斗米。役事不暇。故不能親炙於先生。今年餘師刻成。豈不踴躍哉。附言既已悉焉。吾又何言。先生姓溪名世尊。字士達。号百年玉藻。集其亭名也。天明元年乙丑月元日。

室驛 室上義人義平



附刻



甲辰中夏

生乎此而長乎彼者。謂之青出於藍。冰生於水。蓋達材成德。各異好尚。吾聞有登山而採玉者。有入海而求珠者。登山而不得。乃可以入海矣。要在學之弗能弗措也。浪花溪君名世尊。字士達者。余同鄉人也。舊姓河田。其先北越人。乃故

河田豐前守某之後裔也。初在鄉時。就余受業。又事於余姻婣清文會者。既而
又遊于東讚菊池翁之門。後再事余。前
後遊歷之間。從事於余有年矣。明和壬
寅之夏。負笈千里。東遊于江戶。又西遊
于京都。又南遊于浪花。而遂客居焉。以
其名家故。客游於諸侯。常所交會多良

師友。文藻振于一時。先是余竊謂京搢
之間。今操觚家。聲聞之過其情也。雖飭
以皎衣玄裳也。雖誇以我善盤旋也。然
其實羊霍之類耳。徒務記誦詞章。鈞奇
銜新。以口給服書生。余恐溪氏所為亦
類于此。於是余將有以所規正。因寄示
先輩所著性理說及余所著行餘偶筆

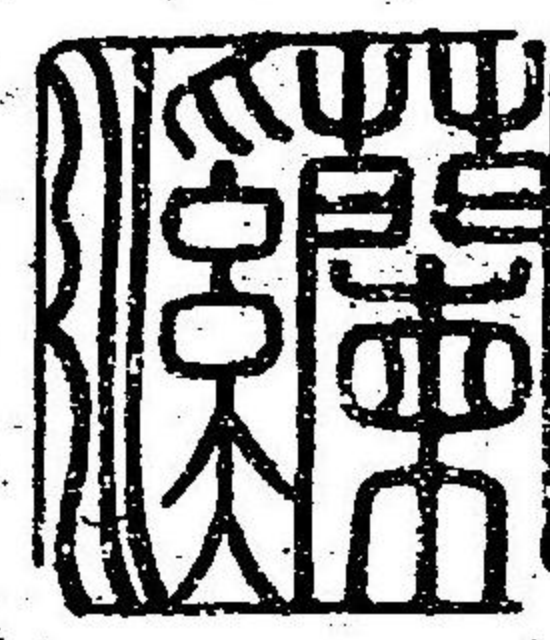
別附俗牘以試焉。答書忽至，即披讀之。翩翩才氣，圭角乃見。且其所論不必為伊物之徒，又不必為山崎先生之徒。而學脈依程朱之說，其所主張別有天朝之道者，存云。余未知其何等學。鬼神之說，與先輩大異趣。余以為彼已立門戶。堅墮壁，自拒不能容人言者也。其後適

贈來彼所著天朝史略鬼神論若干卷。具言所以奉西山公之教狀。余披讀再三而後，以為彼所言亦似有可取者。於是姑從彼所言，質諸國家載籍。翫味久之而後，始覺天朝古學之意，果如溪氏之說。於是乎余服其所見云。嗚乎古之善學者，師逸而功倍。余於溪君見之所

謂冰藍之喻不虛語矣。余之喜亦可知而已。今年溪君著經典餘師是書亦足以誘人於道書成乞余題辭余不欲別作之。因舉錄所曾贈答之意以返璧。

京極侯侍讀

白木因宗



凡例附言

○第一義

一 聖人の道と天下國家を治むるよりして一己の身此行状を脩るの道なり人々日用の教よりして貴賤老幼の異なるはてはあはれものなる中にも人の上より元よりゆるうせにあらざるべし。古人の詞も胸中むれして徒に位をりきこい宮殿の内は塵器をてあつてよは異なりとあつても斯道を難ものやと覺え侍るに元來漢字よりて言葉の異なりなるゆへあり今經典餘師二十五卷をあつて侍りてゆへにやまらうむ能く讀法のおもむき成考るに合しなれば日あそその賢のこころをん

◎讀法　ふみうをなす

一　きとへん大學に初よ。庶乎其不差矣。上よあゝ讀法よ。○
 其差不に庶。○とありそのあゝく字集を以て文字をつめて
 跡へふみうをなす。文字の下へあまりし假名上の文字
 のうへつけく讀をなすと。○不に庶。○にとり
 不の字よは。○とあり庶の字よつるなり。さき字集
 を以て文字をつま一字の訓よみ終るまをハ字をつた
 らふく。うへつけく其とよむうを其の字をつた
 差とよみ出さ時。差の字へは。○是讀書の法を
 かをうへつけくあやまら事なく。

一　註よに本文のよけを説くをり。あゝな。本文の文字の
 註よ出さ。和訓をつけその字のさ。それ。和訓のあゝと
 け。あゝ。雨の沛然。君の唯所行の事。ひ
 一　仰尊御女。朋友。あゝの類。假名つ。ひを用ひ。さるもの。あゝの
 まへ。あゝ。詞。あゝ。易。を福。あゝ。の。あゝ。悉く。と
 り。あゝ。あゝ。

一　望不善欲惡。其家を脩を欲と。あゝ。あゝ。あゝ。あゝ。あゝ。
 かく假名を以てその意を説く。そのあゝ。一の字元。義理
 おほ。あゝ。今。和訓を以て。あゝ。を解。侍る。あゝ。他。あゝ。此
 例と。あゝ。あゝ。

面白不埒心能。無頼なるを不埒と。愉快なるを心能と。歡樂なるを面白と。又進退をふるふこと。容態をふるふこと。宴饗をふるふこと。いりりきを振舞と志す。類。本文乃事あり。いりりる。中人通俗耳。見馴。文字を出るものなり。

一馬也。乎諸於。助字なり。俗。置字とて讀ま。馬。かや。か。天朝のてみを。類。文章と書。聖人乃道を學に用。可なり。大抵。馬。意なり。也。乎。於。諸。

きとハハ。むハ山風を嵐。類。三十一字。あ。む。歌を説。山。集註。顔淵言曰。の。集。音。淵。音。人。言曰。人。異。子。助字。の。程。丸。未。將。蓋。の。侍。男子。女子。

一子曰の二字のちくの出さ。助字。の。程。丸。未。將。蓋。の。侍。男子。女子。

位ある方ハ朝夕左右もあるべし世ハ大和小學女大
學など人の道をおぼらげて重寶の書もあること聖人の詞つひ
なぬゆへに益なりしをこれ譯ハ右様のきつひの書ハ手ぬれ
ぬゆへに手ぬれをきくもあらぬすれぬゆへに今よの
餘師の法ハ學者の讀書乃てよくやくと胸中よその語をきく
ぬと聖人の詞つひをよみ覺やゆへに仁義の道心よそみ
あたふあるともあらうなりし

一 叔學の法上におある讀法の如く本文の文字を跡へうへりしむ
是聖人の詞なるをたうりしむるなりし初め一卷を
かりハ十字よりあひて十五六字のなるんぬと覺へし

夫よりたゞ々に相しりて一部全篇を悉くしむあり
其後ハ左の註を考て其意を喻へし四書六經此のまじ
りしおほへて後ハのなる書もよけむとつひと更なるし
儒者とりしりし此外なりしと知るべきことのなるし

一天朝日本大東大和皇和中津州日東など種々此文字
制されとも元來ひのりしハやむべきことみり音をある
べきことりしりし若文字ふあるしなり 天朝とせむむ
るは事まはまりとすわらうりしもの天子の居を日邊
るひハ紫微なる稱し侍るしりしひのりしハ日出り
ちうく朝を法のさぐるなり土地東ふ位しりし元と宮

と一君とし仁と一春とし初陽あらしむるの心
氣定まるる風土乃氣脈をめぐらし古來神明の國を
とちりしむる君臣の大道あきらかまりてきまへり
天朝あり萬邦を對して眞の天子の朝廷とすむべきなり
實は萬國との比をなすは是學者心得べきの第一義あり
三國を萬位に分配して風土の然しむる所以史鑒よくだ
まゆへ畧り

一天朝は生るるもの國家の紀律あきき事きなりぬべきをれ
とときまで儒佛の二教もこころ来て中古より國家の政
事も用たまへは是元よりふくりに急なむべきよからしむ

古人の論定ありしとて世を外し煩欲を去り静寂覺
心をきれしむ釋門はゆくり今日國家の政道は預り世ふ處して
躬行をたらしむる儒をまゝあふへしとて天地の間あらしむる
國々多けきもの大國ハ天朝と漢土韃靼なりとすれしもの
韃靼をいひ外國よの道とすしとておあらま天竺の心さ紀
るひまをきしもの釋如来人よものくたまふて教をきき漢土
よの聖人禮樂を制作なりたまふこのゆへ天朝神明を
紀律は補ちりて三教とまゝあらしむる

一免く學問の法しむる偏倚をやうよまふし詩文を學
ぶたの風流よあらしむてつらうよの心きこくならしむる

もて理窟は渉はこれがきめりて日用ふるまひの
なるを儒はなふとて者ハ議論をかぎり佛はわくもの者ハ神明の事
をわきまれ神道をまもる者ハ巫祝のやうななりて何れも 天朝の
大道規律はよく武邊政道の用ふ立うたものなりと識者ハ
論あり

一 今此書中ハ聖人とのあるハ文宣王孔子なりけりて聖人の道の
傳り左の如し。伏羲神農黃帝堯帝舜帝禹王湯王文王武
王周公孔子孟子程子朱子也 天朝むくハ學風一體なり
惺高先生もめて程朱子を唱えまもる宋朝の學人となれり
この道ハ名高むくハ林道春木下順庵荒井白石室鳩巢具

原篤信中村惕齋の諸先生のつぎもむくことなむ大儒の
一 古義學ハ伊藤仁齋先生よりおくる其人寛仁の長者とめりて
大儒なるを閑散録といつる書ふるくハ略しぬそれ家
五人の賢子ありせよまされある大儒なり中にも東涯蘭嶋二先
生その門中北村小澤中江木村を名ある人々あり

一 古文字學ハ徂來先生の學なりせり 天朝の一人なりといふ
文學武邊ハ通達ハ治亂有用の器量なりとて閑散録ハ出
しされも其徳の高さを是非よあてしむる惜しむるを
乃人ハ儒見よとてさるなりと傳ふ其學風よそ名なりし
大宰春臺山縣周南服元喬滕東壁平子和宇士新の諸君也

一 度會山崎淺見井澤の諸君子のよに宋學の人々なきも例
乃 巫祝神道の事にそみしうくなく

一 敬賢とある凡て國家を治たゆめは法度を正し下民の困窮
を救たまひをひよ外國の防不時に變常もその備あるべきを
要務と爲是故よそ任に當つき才能を引擧そ乃徳ある人
を敬禮たまひしきなり古の天子兒屋根公を臣より擧て師
となしちたゆひ楠公を匹夫より擧さるひて大將軍となし
鎌倉より青砥氏を擧めし江都羅山學士を擧たまひ異
邦より伊尹を師とし呂望をたゆし韓信を元帥とし諸葛
武公を丞相とし重き身を以て恭敬さきふを名付て徳を尊

崇とそり卑賤より位ある方を恭敬を名付て貴を尊崇とそり
ふらなる右徳とそりみ貴をたゆむ何れ義理あるもとある

一 此書元來ハ經典の語を抜集し政事徳行の目を立て題名を自師
とす關東も其侯一覽ありて此書ハむり讀の間自り師を
得が如しと有り其二字を名付するも一ふ再よき歟思ふよ
全篇よ志のむとて舊名を舍ざるもとそれも京師より某公
餘師の二字まきまじりとのたまひて再定されりあり

一 註の文體多だくしをきよめ是ハ本文の字をけやせん爲
ふせひよそ乃文字と志て免載て和訓を用しゆへなり猶
ゆへ故ありて刻をいそた刻者の使ふまらせむとそ等を改

むらよ違あはれ

大成至聖文宣皇帝孔子

右の尊號ハ天子尊崇あはれせきまひてかくのこゝ御氏ハ孔
 御諱ハ丘御字ハ仲尼とを申奉まつる黄帝の御子孫よりそ
 代々ふ聖人出たまふこと多し黄帝より十八代を聖人殷乃
 湯王とを湯王より二十八代紂王とを賢明の君六七人作り
 たまふ紂王の時より殷の代はろびて周此代とある紂王の御弟微
 子より十三代を御父叔梁紇とを御母ハ顔氏よりを御名を徵
 在と申奉まつる右殷の代ありて後ハその後胤とを宋の國は

在したまふ宋ハ殷の後なり聖人の御父母尼丘山の神靈よ御
 祈あをて祥瑞あはれき誕生あはせたまふ天よりハ五老の星より
 闕里とて里よりハ麒麟出現し又二の龍ありて其室をめぐりしと
 云々是時中華ハ周主の御代靈王即位二十一年十月庚子廿四日
 なる天朝第二世懿靖天皇御即位三十一年八月廿四日ふ當
 又聖人の崩御同く周主敬王四十一年四月乙丑八日を
 四月十八日 天朝第四世懿德天皇御即位三十二年二月八日ふ
 當る月のきとひハ周の正月ハ子の月を用ゆるゆへ今ハ土月
 を正月とて天竺の釋世尊四月八日ふ生きたる今ハ二月八日とて
 世尊の涅槃ありし今ハ十二月十五日とて僧尼歴日を

達しきり聖經の 天朝へ渡り第十六は御宇 應神天皇
の十六年百濟の國主より阿直岐より使者を遣はして孝
經易論語を 天子へ獻ぎ繼いで學士王仁を渡りまた
王仁はさくらやこの花乃歌をよみし人より 仁徳天皇の御
師範なり其後 天智天皇の御宇よりて學校を作らば
持統天皇の御宇聖人乃廟を建てしむ 文武天皇の御宇
釋典の禮を備へしむ 孝謙天皇は御宇學問の諸生を養ひ
るもふとく地領を下賜りしむをされり 天朝儒學盛
ふなり又菅廟大江兩家の學起り詩賦文章大なる同一の體
風なり天正季中より治亂の間事なきけれ姑く之を略し侍

儒經の始て渡りしよりあとも 天明元年より千四百九十四年
なり當今 江都尊崇ありせむりて學校を建りし聖廟を安
置し奉りし釋典をとり行なひし聖堂は 江都城の北神田
ふありその外諸侯は邦々在りし之を略し 江都乃御政道
よりなりて惺高道春二先生とてなりし程朱子の學天下
盛まらるり度會山崎二先生の儒よりて巫祝の學を兼たり
仁齋先生の古義の一家を立祖來先生の復古の文章を唱遂
天下の儒風三品となり朱子仁齋祖來是れを就中 水戸
黄門公の文武兼りし聰明敏 天朝の真學その中正の第
一なり其事の 天朝の規格を戴き儒教を羽翼とて佛も安

廢しむらざるなり 元來 天朝の道は正の規律定則ありて
 儒佛を馭するに決して有らざるは公自ら稱して文學を任する
 公自作の碑文并因て公の學の處を建するものなきなり何と
 其他の所載如此 專門の儒學は右の三品なり 近來一家を建するものなきなり何と
 少くもその識見異なれども皆三品の末流と知るべし悉くは
 天朝史鑑は論してまゝ畧ぬ ○論語は聖人の御教多きを以て
 孔夫子の書とす ○大學は御門人曾子の書なり 御諱は參御字は
 子輿と申奉まらる 聖門第一の御弟子なり 聖人禹王の後
 裔なるを后世して宗聖武城公曾子と尊號を奉まらる ○
 中庸は聖人の御孫子思の作あり 御諱は伋と申奉まらる

曾子の御門人あり六十二歳にして逝去ありせむ ○孟子
 は子思の御門人あり 御誕生の時御母君夢は天神天々を
 鳳凰と龍とみ跨りあり泰山の頂より降まると見ゆ
 それ日五色の雲ありて御家をおほひめぐりて云々四月二日
 生まるゝ後世よく尊號を 鄒國公亞聖孟子と尊奉まらる
 御年八十四歳なり正月十五日み卒ぬ ○周の赦王二十
 六年は當り明の時太祖高帝洪武年中金吾は命して其
 像を射らしむ是は孟子の語は臣の君を視て冠髻はあらず
 あり是君臣の道をみざるなりとの事ありあるは形部尚書
 某なる者孟子の像を立むるに胸を的として矢を射る

曰く我孟子乃爲は死まざる悔まざるかの忠臣をかめん
百姓は不仁なる今に諸侯は示さんと稱ふありとぞ諫め
大祖感しめひて大醫官はその疵を療治おほせ付られは
聖人は皇帝の追號は西夏をなす又御諱を丘と申奉す
つらぐゆふ康熙帝乃御宇のその文字を志すも禁
あふその形を變じけ其の人のくろくろくを御遺骸
の尼丘山の下は孔里といひ孔林と申あり一里四方して大樹
生茂く靈地なり御神威靈驗不測敬畏の事あり
云々然るも世に在る時怪力亂神の事の露も語らふも
なす崩御ありせぬ日草木無情の物迄と慘憺の色を

一 學問に要し中正を執守るるは偏倚を無し物に本末あり
本を尊むべし偏倚の人の本を忘るるは文武の道經
全備ししあれも亦天朝の君臣の大道武備の重
るる國家に紀律自然は異なるものあり叔儒佛神巫の人そ
の家は學は心とをを研窮をなすは政務の君子は同
學とて古人のりる婦人乃仁とて兒を見て流涕
衣食貨與奇進供養なるとは仁政治及
ものことあり

一諸子百家乃事やも取つ事ありたり混合なきもの
異邦の事なきもの何事なき忌憚人あり謹で按きま 天朝
古昔より神武を用て國家を治めふと異邦及ふなし然るも炮
術の器も彼邦の始制なりとて用き凡て天地の間同一の理
ありて彼此を分つるなり 天朝の如き事とて京都の天
下の人々のたよむ場所なりて田舎より出る實は相集まるが
故なる事と知るべし これを學問乃大成といふ

世尊再識

大學

朱熹章句

朱熹氏名なり宋の世の大儒先生
 此一卷の章の句を分る

溪世尊譯

子程子曰大學孔氏之遺書而初學入德之
 門也於今可見古人爲學次第者獨賴此篇
 之存而論孟次之學者必由是而學焉則庶
 乎其不差矣

此心の大學の書といへるハ孔氏の家く小傳り遺
 徳をいひ入るべき門口なり今の人學門をせんといふ傳り遺
 學ひるふ次第ハ今と可見なり夫といふも此篇の世は存るを
 頼てなり而論語孟子と頼る學ふべし學者の衆輩必り是書は
 たり一は由るひ學ひるが聖人直の御といへるも庶乎一差はるべし
 となり程子といへるハ宋の代の大儒
 明道先生なり二の子の字ハ尊詞なり

朱熹章句
 子程子曰大學孔
 子之遺書にして初學
 徳入之門也今於
 て古人學を爲の次第
 を見可者ハ獨此篇之
 存る小頼而して論
 孟之に次學者必由是
 由て學ハ則其差不
 に庶

大學

大學之道ハ明德を明
りふさるふ在民を親
ふさるに在至善に止
るよ

助字なり

助の字ハ新の心見
べー

大學之道在明明德在親民在止於至善

大學肝要の三綱領といふハ綱の綱衣の領とのころ
の所てこの三ヶ条を大學肝要の三綱領といふハ綱の綱衣の領とのころ
まて方理あるを本として引上るなりそと人ハ天地の正一氣を得て生る
るゆへ形心動靜を天地を法とせし元よりて生るる時已まそ
くもるといふ變なり人ハ明德とて仁義禮智の心ハ氣を胎内より生るる時已まそ
なり生るる時ハ孟子弟四は出たり小兒の時ハいかなる者も父母を親
と慕ふ孝の心までにあるなりすやまそ愚まそ人まても楠正成公の
どく運つてなく中途死する人を羨み清盛公の中なる一生涯富貴榮耀
を遂ぐる人を羨みくむといふ是皆人ハ善を尊とて惡を賤しむ心ある
ゆへなり然れども幼少より惡き事を見たり聞たり利欲といふ捨が
たき物に泥ゆきいふ明德ありかざる暗なるを誠まけり
てなりそれれを明う磨とて明德を明うまそいふなり扱自身の徳が
明うまそなり上はまそ人まそ其徳を及まそそて是仁心の大成なる
ものなりその舊く汚る徳を新しく清むるを民を親まそいふなり明君
上は立ちふ時ハ下万民の徳を新め仁心なそそ右の二ヶ条を尽くるやう
なれども善の場は止まるるの至極なりゆへ心入を淺して全うせたり
是を至善於止まるといふなり止まるといふ字をよく言まそ知るべし
往ざり所へ往きいで中ちどま在滯するといふものなり往べきところ
往とぞ安座といふ動うざるを止まるといふなり善とハかこゆる中

止まらぬ知て而して后
に定るを有定と向して
后に能靜なり靜
にして而して后に能
安し安して而して后
は能慮をもも慮もあ
りて而して后に能得
物水木あり事終始
あり先後まも所と知
バ則ち道近矣と
よむ

助字

能靜靜而后能安安而后能慮慮而后能得

止まらぬまそいふハ物の理をふまめまそ止まりて動となけ
まバ定まるなり久しく定まるまそ靜まそ安まそ人あり何
れども自由まかもいふ計るなり依て慮するると輕き何
れなるに依りて各々の正しき理を得るとなり

有終始知所先後則近道矣

水と火とを明德なり末とハ他
人なり始とハ己が徳を明まそ
るなり終とハ人を新まそなり
りバ則ち聖人の行とそ近矣といふものなりまそて物ハ水木まそまそ
りて己主君父母ハ本なり他國の君他人の親ハ末なり本をたつとて末を次と
にまそ本は始まりて末は終るべきものなり志あるまそ世の中も己が親ハまそま
りまそ他人の交りハ利口よりまそ人まそ氣一つのみまそいふる輩あ
りまそて父母を人まそ思はす不孝をまぬがれまそ恐と成て先後

大學

古之明德を天下に
明くせんと欲する
者ハ先其國を治む
其國を治と欲する
者ハ先其家を齊其
家を齊んと欲する
者ハ先其身を脩む其
身を脩と欲する者ハ
先其心を正く其心
を正くせんと欲する
者ハ先其意を誠ふ其
其意を誠ふせんと欲
する者ハ先其知を致
し其知を致すハ物ま
格にあり
物格て而して后知至

古之欲明明德於天下者先治其國欲
治其國者先齊其家欲齊其家者先脩其身欲
脩其身者先正其心欲正其心者先誠其意欲
誠其意者先致其知致知在格物
為べき末終始の理を説く古の明德ある御方天下を明く治んと欲
し先づ手前一國の人ハ徳を施し恵みその如くす國を治る者
已分家のよりちありよく齊ハて可ふなり心正しぬ時ハ身持の脩る理ナク
てハ齊ハ其吾身体の脩る本心なり心正しぬ時ハ身持の脩る理ナク
扱心の本を意といふ一寸も心は意起し心誠なり心正しぬ時ハ身持の脩る理ナク
なりと知るを致し自り意も誠なり是を物格而后知至知至
而后意誠意誠而后心正心正而后身脩身脩
而后家齊家齊而后國治國治而后天下平

知至て而して后意誠
なり意誠ふして而
て后心正心正し
て而して后身脩
身脩して而して后
家齊家齊て而して
后國治る國治て而
して后天下平なり
天子自以て庶人に至
まて壹は是皆身を脩
るを以て本と為
助字
其本乱て而して未治
る者ハ否矣其厚ま
る所の者薄而して其
薄所の者厚まると

凡物の理を知る格ハ心の知明なるに至る知を致すハ物格
り意ハ心の起処なり意誠實なれば心正なり心正して身よく脩る已身よ
り人を治め帰服なりめて家内齊なり家齊て國中へおび國ぐ自天
よく治まりて自然ハ天下太平なるべきなり
子以至於庶人壹是皆以脩身為本
で位の高下貴賤の品もろくの別あれども壹是に第一とす
べきハ身を脩るの一ツなり是を致すを為すといふ其本亂而
未治者否矣其所厚者薄而其所以薄者厚未之
有也
君を尊しやまひて次ハ人の君を敬べ若身近き者を捨置て
他人は睦まじき事道はあり是を厚まざる者薄まるといふ本を
ことれむ身を治め業をばげてこそそのちは天の冥加あるなり
まご身を治め業をばげてこそそのちは天の冥加あるなり
理りり未とあり
右經一章蓋孔子之言而曾子述之其傳十

康誥曰く新民を
作す

詩曰く周ハ舊邦と
雖も其命維新と
なり

是故君子ハ其極も
用不所無

右傳之二章ハ民を新
まざるを釈す

詩云く邦畿千里
惟民の止まる所

詩云く緡蠻たる
黃鳥丘隅は止る子
の曰く止に於て其止
まる所を知る人も以
て鳥は知不可乎

明らふとて民も新し詩曰く周雖舊邦其命維新命ハ天より
さるといふふたつ

節なり天命といふと一ツ此詩の心ハ周の國も御代久しく舊
邦なりとあることと聖人文王の御代に至て大に政道明らるる人々の
徳もたちまち新し是故君子無所用其極是故の詠
なりとあり

右傳之二章釋新民

詩云邦畿千里惟民所止凡人も何物までも身を置く
べき場所あり凡そ人の住居も場

所は居んと思ひまう王城あり邦畿ハ五畿内王城の廻り是ハ此
大なり人の群集もぐさ土地なり此の詩の仁敬孝茲信をいひん爲たり

詩云緡蠻黃鳥止于丘隅子曰於止知其所止

可以人而不如鳥乎右の心ハ幾内ハ人の留る住居するところ
丘隅ハ黃鳥の止る所なり人の義理の場は

止る所ハ緡蠻ハ鳥のななくまくなり黃鳥ハ驚るいふなり形ハアミの多
く丘隅は集るものなりさへ丘隅といふをハ詩經の詞なり聖人こそ引

詩云く緡蠻たる文
王於緡熙に

て止まる人の君と爲
ハ仁に止まり人の臣

と爲ハ敬に止まり人
の子と爲ハ孝に止ま

る人の父と爲ハ慈に
止まり國人與交ハま

ハ信に止まるハ助
字なり

詩云く彼淇の澳も
瞻もバ蒹竹猗々たり

斐々君子有切が如
く磋が如く琢が如く

磨が如く瑟兮僖兮
赫兮喧兮斐兮君子

詩云緡蠻文王於緡熙
況や人とて鳥は知不可といふれま

敬止爲人君止於仁爲人臣止於敬爲人子止

於孝爲人父止於慈與國人交止於信

文王ハ周の御代の元祖もて大聖人の帝なり御先祖の御威光を御緡ありて御仁徳の
照万民緡々仰ぎ奉る是といふも敬んで仁の場は止るふゆへなりそれ君子ハ人ハ仁
の場は止まり臣は上を敬場は止り子ハ孝の場は止まり人の父は孝の場は止まり
ハ慈といふ場は止まり天下國中他人との交ハ偽といふことを慎み言ハ信よふ
さ場は止まるべし此の理ハ暗ハたハ黄鳥の丘隅に止る鳥が鶴の止まるべ
き水中に入らざるといふのたハ此下の段も銜の君の徳も其民も難有よ
ふて詩は作り

詩云瞻彼淇澳蒹竹猗猗有斐君子如

切如磋如琢如磨瑟兮僖兮赫兮喧兮有斐君

子終不可誼兮如切如磋者道學也如琢如磨

者自脩也瑟兮僖兮者恂慄也赫兮喧兮者威

有終一誼可謂不切如如磋如如者學と道也琢如磨如如者自ら脩也瑟兮棼兮恂恂也赫兮喧兮威儀也斐兮君子有終一誼可謂不者盛德至善民之忘也一能一不道也詩云於戲前王不忘君子其賢而親其小人其樂而利其親其利而利其親此以沒世不忘也

儀也。有斐君子終不可誼兮者道盛德至善民

之不能忘也。衛の國の君武公ハ國をめぐりて徳あり民どもありが記

言つて小衛の國淇水といふ川の淇の緑竹ハ竹の名所にて殊に詩なり竹ハ君子の操あり

るに付てもありうつくしき斐君子の徳を思ふよ詞の心ハ武公の次第に徳明く進

むを譽て角細工玉細工に比し獸の角も道具たうとなるハその初め段々切らるる是をさう礎ゆくと學問にさう入て道にさう入る玉も初ハ石も類

セ一物なりその初ハさうくうち琢きてそを磨きての光を發して宝となすこれ自己徳を脩るにさう入るなりさう上ハさう瑟兮棼兮御威光ありて人恂恂御徳ついで四方へ喧兮なる誠一御威儀厚しむのなり衛の武公ハさうの斐君子ゆへ下々終までも御恩誼不可こま至善の盛なる徳なれば民も忘るるも能ハざ

詩云於戲前王不忘君子其賢而親其親小人樂其樂而利其利此以沒世不忘也

周の元祖文王武王はさうも聖人の帝なるをのべ詩なり後の世の君子ハ小人ハさう人なるありさう御徳なりと忘るるさういざとなり於戲ハさう人ハさうの詞

誦一前の王のなされりハ賢人を挙用ひて下を仁りさう後世も上ハ賢人を敬ひ親むる人を親しむ下ハさう世の中を樂んで世渡の利をなす誠一御徳

右傳之三章ハ至善に止まるとを釈ま子の曰く訟へを聽と吾猶人の猶一必らも訟へん無使ん乎情無者ハ其辭を盡とを得不大一民の志を一と畏一む此を本を知と謂

右傳之四章ハ本末を釈ま此を本を知と謂此を知之至と謂也

右傳之三章釋止於至善

子曰聽訟吾猶人也必也使無訟乎無情者不得盡其辭大畏民志此謂知本

此段ハ本を務べき理をまめ

ハ吾もても政道を務まハ常の人ユかりる事訟ハ別して善惡理非の二

けがに紀なり各々巧一構へうゆふ事なまハ中一輕さう一捌がさう然一

が吾も一國を治るるさう下々の偽をなまそ巧あるもの悪風俗なら

右傳之四章釋本末

此謂知本此謂知之至也

此の段ハ右一しへる錯簡にて五章の傳文失れりさうなりそまゆへ朱子其心を推量ありて此下へ註をくりへり

右傳之五章ハ物格ヲ致知ノ義ヲ釋ス

格ヲ致知ノ義ヲ釋ス

格ヲ致知ノ義ヲ釋ス

格ヲ致知ノ義ヲ釋ス

格ヲ致知ノ義ヲ釋ス

格ヲ致知ノ義ヲ釋ス

格ヲ致知ノ義ヲ釋ス

格ヲ致知ノ義ヲ釋ス

格ヲ致知ノ義ヲ釋ス

格ヲ致知ノ義ヲ釋ス

右傳之五章蓋釋格物致知之義而今亡矣

此段只右傳の五章とぞあり蓋といふは朱子の推量の詞なり蓋とぞの章ハ物格ヲ致知ノ義ヲ釋ス

間嘗竊取程子之意以補之曰

所謂致知在格物者

言欲致吾之知在即物而窮其理也

之靈莫不有知而天下之物莫不有理惟於

理有未窮故其知有不盡也

蓋人心之靈知有不窮而莫而一々天下

之物理有不窮惟理

於未窮未窮有故

有未窮未窮有故

是也

蓋人心之靈知有不窮而莫而一々天下

之物理有不窮惟理

於未窮未窮有故

是也

蓋人心之靈知有不窮而莫而一々天下

之物理有不窮惟理

於未窮未窮有故

是以大學始教必使學者即凡天下之物

莫不因其已知之理而益窮之以求至乎其

極

至於用力之久而一旦豁然貫

通焉則衆物之表裏精粗無不到而吾心之

全體大用無不明矣此謂物格此謂知之至

也

吾胸中心之全體もまた外への心の大用も明らふなり此を物格と謂ふ

此を知之至とも謂ふなり

此を知之至と謂○矣

○の字助字なり

所謂其意を誠にまこと
者自ら欺く母と
也悪臭を悪が如く好
色を好が如く此之
を自の謙と
謂故がゆへ君子ハ
必其獨を慎む○

小人ハ間居して不
善を爲至不所ろ無君
子を見て而して后
厭然として其不善
を捨て而して其善
を著き人之已を視
其肺肝を見が如く

所謂誠其意者母自欺也如惡惡臭如好好色
此之謂自謙故君子必慎其獨也

小人間居爲不善無所不至見
君子而后厭然揜其不善而著其善人之視已
如見其肺肝然則何益矣此謂誠於中形於外
故君子必慎其獨也

小人ハ間居して不善を爲す至不所ろ無君子を見て而して后厭然として其不善を捨て而して其善を著き人之已を視其肺肝を見が如く

然ハ則ち何の益あり

人此を中に誠あま

外ハ形と謂故が

ゆへ君子ハ必其

獨を慎む○

曾子の曰く十日の視

る所十手の指は所

其嚴なる乎

富ハ屋を潤ハ徳ハ

身を潤ハ心廣體胖

なり故ゆへ君子ハ

必其意を誠と

右傳之六章ハ意を誠

とまらむを叙す

所謂身を脩むハ其心

を正くまらむに在者身

曾子曰十日所視十手所指其嚴乎

右の訣ゆへ俗に云ふ君子ハ十日の視を以て其心を知りて十手の指を以て其行を正す

意形ある人ハ常に道を重てて居る事なると第一ハ心の容貌ハ

右傳之六章釋誠意

所謂脩身在正其心者身有所忿懣則不得其
正有所恐懼則不得其正有所好樂則不得其
正有所憂患則不得其正

大學

所謂國を治るハ必ズ先其家を齊と者其家教可不一而能人を教ふる者ハ之無故ゆへ君子ハ家を出不一而一教を國ニ成孝者君に事所以なり弟ハ長事所以なり慈者衆を僕ふ所以なり

康誥曰く赤子を保康誥ハ前ヨリ赤子を保ス心持ト如ク國中の民を治るハ赤子に之を求バ中不遠之を求バ中不遠赤子を保ス心持ト如ク雖も遠不未子と養ふ小と學べ而一后嫁さる者赤子を保ス心持ト如ク

以事君也弟者所以事長也慈者所以使衆也

康誥曰如保赤子心誠求之雖不中不遠矣未

有學養子而后嫁者也赤子を保ス心持ト如ク

一家仁一國興仁一家讓一國興讓一人貪戾

度也助字

一家仁一國興仁一家仁一國興仁一國讓一國興讓一家仁一國興仁一人貪戾一家仁一國興仁其機此の如く此を一言事を慎む一人國を定むと謂

一國作亂其機如此此謂一言僨事一人定國

堯舜帥天下以仁而民從之桀紂帥天下以暴

而民從之其所令反其所好而民不從是故君

子有諸已而后求諸人無諸已而后非諸人所

藏乎身不怨而能喻諸人者未之有也堯舜

天下を治めんに仁心を以て万民を帥治めり民その風に従ひ桀紂王御二クハ惡王は在りて暴を以て天下を治め帥り天下万民もなすひて亂暴の道行はる君子人ハ我身に徳を有くして而后一人道を守りて求むるなり己が身に欠るる無して而后人を尤非なり凡そ万事成就て我心を以てお及一人の事を我身の思へバ大抵理は背くことなし

大學

十

有して而して后
人求む己無

て而して后人を非

と身藏る所怒あ

ら不して而して

能人を喻者ハ未之

有未 未兩度

故ゆへ一國を治ハ其

家を齊一在

詩云桃之夭々々

其葉蓁蓁之子

子歸其家人に宜

其家人一宜くして

而して后一以て國

人を教可

詩云兄に宜く弟

是を想といふ此心を我胸中蔵きハへざりて能
人を諭しおしゆりハ世の中に未有之となり

故治國在齊其家 讀まき聞ゆべし

詩云桃之夭々其葉蓁蓁之子子歸宜其家人

宜其家人而后可以教國人

此詩ハ周の御代善教ハ國中へお

習し詩なり中華の習礼多く三月木の茂生る手前ハあり時節の花と女子の

姿とをいそんとして桃花の夭々葉蓁蓁たるをさきふ之子子時夫の家歸一の

義なり内はそとちて教へよきゆへ嫁りて后ハ一家の人と宜く

一家の内宜くして后一以て國家の人民ともおし諭まべし

詩云宜兄宜弟宜兄宜弟而后可以教國人

此段も前ハあるおしへを國に成おしほそといふ一同一兄を敬ひ弟を愛し一兄

弟の間宜くして後一以て國の中の人及べば自より諭おしへら

なり 詩云其儀不忒正是四國其爲父子兄弟

足法而后民法之也 家の内にて其儀式式さる時ハ四方の國ハ兄弟

で正くなるる一上と立らふ人父子の間兄弟

に宜く一兄に宜く

く弟に宜くして而

して后一以て國人

を教可

詩云其儀忒不是

四國を正く其父子

兄弟爲法とくに足

而して后一民之

法と云 此を國を

治ハ其家を齊一在

と謂ハ右傳之九章ハ

家を齊國を治ると釈

を○所謂天下を平

にまきハ其國を治

に在者上老を老

て民考を興き上長

此謂治國在齊其家

右傳之九章釋齊家治國

所謂平天下在治其國者上老老而民興孝上

長長而民興弟上恤孤而民不倍是以君子有

絜矩之道也

八條目に國ハ能治まバ自然に天下ハ平らなるものなり

是ハ一なひて孝の道一志が以上なる御方ハ賢者あるハ年長なる人を長ひり

下なる者も兄を敬まふの道と興まなりさて年幼なく親類もなれ者も孤子といふ

上なる御方ハ孤をめぐむの時ハ下なる者も倍と犯し倍と犯し

と絜矩の道といふ絜ハまきと云く矩ハ大工のさし金なり

の道具を以て大なる家をも立らなり法を用るにたし

所惡於上

母以使下所惡於下母以事上所惡於前母以

先後所惡於後母以從前所惡於右母以交於

先

後

長くして民弟を興
を上孤を恤て民倍不
是を以て君子ハ絜矩
之道有也

上に悪む所ハ以て下
を使し母を下に悪む
所ハ以て上に事する
母を前に悪む所ハ以
て後ハ先づつと母を
後に悪む所ハ以て前
に從て母を右に悪む
所ハ以て左に交する
母左に悪む所ハ以て
右に交すると母を此之
を絜矩の道と謂

左所惡於左母以交於右此之謂絜矩之道

我より御上へ奉公するに似たり心は叶ふ事や又ハ上と下となれば心所惡とも
ありゆるなりその心を推して我より下とする者をその下に使となすこと
なりとも我召つもの、我ハ心所惡とあきまき我より上とする人へもそのこと
ありたりとなり左の方にて惡く思ふ事ハ右より爲べうは前後といふも
おろし理なりなり 詩云樂只君子民之父母民之所
好好好之民之所惡惡之此之謂民之父母 右の如く
下の上を載る上を下を悪むの心誠一親子の思ひをなまざるなり詩經に
もありなり樂只なる君子は實一萬民の父母なり萬民の好む所を上よむ之
を好むの心萬民の惡く思ふ所ハ上よむも 詩云節彼南山維石巖
巖赫赫師尹民具爾瞻有國者不可以不慎辟
則爲天下僂矣 此の詩の意ハ君する者ハ高き人の上よありて一人の
非ざるなり謹と深く恐るべきとぞ位高きとたゞて彼終南山といふ山ハ節とい
て維山の形石ハ巖々たるが如く周の幽王の時の攝政師尹といふ人政道直

詩云云樂只の君子
ハ民之父母なり民之
好む所ハ之を好む
民の惡む所ハ之を惡
む此之を民の父母と
謂

詩云云く般之未師を
喪ハ未克上帝に配を
儀ハ般を監し儀峻
命易なり不道なる
ハ衆を得るハ則ち國

詩云般之未喪師克配上帝儀監于般峻命不
易道得衆則得國失衆則失國 湯王より二十八代六百四十
四年つぎに紂王といへる悪王に至る四海困窮ついでに周の
武王の御代より古一般の御代も萬民師の歸服を喪はざる内ハ克も天道のめぐ
りふ徳ありおとろなく配びたり此後天下の主となり人ハ儀峻を監し手本
と爲る一實天命のその峻一は天下といふものハ保不易のよて恐るべし
衆民の心を得るは國を保持するなり衆民の心を失ふは國をうりるなり後
世天下の主となり人ハ恐るべきなりと聖人周公の成王へ教訓あり一は家を
保の理も是より外なきは然るべし 天朝の天皇といふは一日ハ是故君

子先慎乎徳有徳此有人有人此有土有土此
有財有財此有用 是故君

徳者本也財者末也
銀財宝あり財宝あり諸用必不足なり 徳者本也財者末也
人をも有るは國の土地をも有るは土地あるは金
銀財宝あり財宝あり諸用必不足なり 徳者本也財者末也

を得る衆を失なくば
則ち國を失なく

⊕ 二度もむこ

⊕ 助字なり

是故君子ハ先徳を

慎む徳有ハ此人有人

有ハ此土有土有ハ此

財有財有ハ此用有

⊕ 助字

徳ハ本也財ハ末也本

と外に――末を内

とすれば民と争ハ

め奪とと施をな

是故財聚をば則ち

民散を財散をば則

ち民聚る

外本内末争民施奪右不徳の君ハ天下の財宝を――奪ふなり徳

内をむ時ハ万民を争ハ――欲心貪奪ハ本に――金銀ハ末なり本を外――末

の心持を布施を――しふものなり是故財聚則民散財散

則民聚散――施を心なきハ民なる聚となり

是故言悖而出者亦悖而入貨悖而入者亦悖

而出右の事ども浴する心よくハ財散――民聚の心を得んかども則ち民

の聚るや――歸服をハ財を保長久の理なり民散うをば財もう

言悖而むしハ出せば人も――理悖る言もむしハ口より出るや

に我耳に入らなり悖る貨ハ手に入ら――康誥曰惟命不于常

ども又理悖て出さば――ぬものなり

道善則得之不善則失之矣誠や惟天道の命――いふもの不干

惟善以為寶楚の國の書籍――記――たりむら――楚の國より使者を以

得不善をハ福と――う――なり

楚書曰楚國無以為寶

楚の國の書籍――記――たりむら――楚の國より使者を以

得不善をハ福と――う――なり

是故言悖て出者ハ

亦悖て入貨悖て入者

ハ亦悖て出

康誥曰惟命常に

干て不道とろハ

善なきハ則ち之を得

不善なきハ則ち之を

失なく

楚書曰楚國ハ以

て宝と為る無惟善以

て宝と為

舅犯曰亡人ハ以て

宝と為る無仁親以て

宝と為

秦誓曰若一个の

臣有断々――他の

楚國の宝に及らる使者對て曰く吾楚の國に――金銀珠玉を

舅犯曰亡人無以為寶仁親以為寶

晉の國の連子重耳とシテハ――後父君逝去なり此時秦の君繆公使者を重

耳へつハ――曰く我助力――晉の國をうち破り歸國ありてハ

我君亡人ハ人をも――國を取ら宝とせば親の喪を哀――つとめて

仁道を重と――を以て宝と――候と――へら

秦誓曰若有一个臣断断兮無他技其心休休

焉其如有容焉人之有技若已有之人之彦聖

其心好之不啻若自其口出寔能容之以能保

我子孫黎民尚亦有利哉

秦の國の君繆公誓とシテ――仰せ――語なり若らに一個の臣ありん――その人括

断々に――て他――技も無人の如く其心休々――ゆつとりと物をうけ容大量あり人の

十三

技無其心休々焉
 其容有有如
 人之技有已之有
 若人之彦聖
 其心之好也
 其口自出也
 不寔に能之
 容以て能我子孫黎民
 保せん尚ハハ亦
 利有人哉
 人之技有ハ媚疾
 以て之を悪人之彦
 聖なるハ之違て通
 ぜ不俾む寔に容に能
 ハ不以て我子孫黎民
 を保ざる能ハ不亦

藝技あるハ自己の身一藝技之有ガ如ク人の彦聖を見るハ吾ハ好之思ひ當そ
 の口外へ出... 譽のくなく寔はよくさゆりの人を受容なり右やの人も高位
 用ひるハ能の子孫を保助て多くの黎民も尚大なる利徳あるといふ者なり
 人の中華よく大抵の身上あるものハ皆冠を着るなり大の下の元
 冠をさし髪をさしあふゆる黎民の頭
 民のこのころよく黎民とハリ
人之有技媚疾以惡之人之彦聖而違之俾不
通寔不能容以不能保我子孫黎民亦曰殆哉
 扱別人ハなくして人の技あるを媚疾て悪く思ひ彦聖なる人ハ違をむ
 て本意を通せぬやうにさるなり寔は物を受容る能ハざるなりかやの者ハ
 我子孫を備佐して保ざるハ
 勿論黎民迄も心殆りなり
唯仁人放流之逆諸四夷不與同中國此謂唯
仁人爲能愛人能惡人
 仁者の心ハ誠ニ万民を深く愛するを以て比媚疾人ハ誠ニ國家の害なるを以て
 根をさして放遠せざるなり國家天下の爲に病といふハ賢人徳者と

曰く殆ひ哉
 唯仁人ハ之を放流
 諸を四夷に逆け與
 中國を同せ不此を
 唯仁人能人を愛
 能人を惡と爲と謂
 賢を見て而して挙
 能ハ不挙て而
 先もると能ハ不命
 也不善を見て而
 退る能不退て而
 遠くもと能不
 過ち也
 人之惡む所を好
 人之好む所を惡む
 是を人之性ト拂て苗

思ふ所の毒あるを放流せり仁者ハかくの如く私なく許とな
 即ち此を仁人ハよく万民を愛せしむる誠ニ侮人を惡むも
見賢而不能舉舉而不能先命也見不善而
不能退退而不能遠過也
 さて賢者なりと知らバ忽ち引挙て用ゆべしさて挙て用ゆるも人の上
 へ先づつべきなりよき人を重むべきありハ命といふものなりさて善のあ
 る不善人とあはれは忽ち退くべし退くも人の上ハ再び近付ぬよき
 遠くへ退くべしなりよきを行と能ハ不通過ちの大なるものなり
好人之所惡惡人之所好是謂拂人之性苗必
逮夫身
 人の所惡とよきを好む人の好む所を惡く嫌うゆりの人ハ誠ニ
 人の心性ト拂ひ天道の苗ト遂に身ト逮むものなり
是故君子有大道必忠信以得之驕泰以失之
 此の故に上たる君子ハ天下國家を治め万民を保する大道あり忠といふ心の誠
 を尽し信といふ心の信といふものなり仁義を政道に用るものと
 かくのとくならバ大道を得るも栄耀を驕ふりて泰を失ふは是を失ふは
 按る小此二三と得失の事を説くは深く深切なり是を察

必也夫身小遠と謂

是故に君子ハ大道有

必也忠信以て之を得

驕泰以て之と失なふ

財を生に大道有之と

生者ハ衆く之を食者

ハ寡之と爲者ハ疾之

を用ひる者ハ舒なま

ハ則ち財恒足也

助字

仁者ハ財を以て身を

發し不仁者ハ身を

以て財を發せ

夫上に仁を好て下義

と好まざる者有未義

と好むて其事終不者

有未未府庫の財其財

に非ざる者有未也

孟獻子曰く馬乘を畜

ものハ雞豚を察不伐

冰之家ハ牛羊を畜不

百乘之家ハ聚斂之臣

を畜不其聚斂之臣有

與ハ寧盜臣有此を國

ハ利を以て利と爲不

義を以て利と爲と謂

國家ハ長とて財

用を務る者ハ必も小

人ハ自小人を以て

生財有大道生之者衆食之者寡爲之者疾

用之者舒則財恒足矣國家の恩沢ハ金銀財宝に於て天下の

天下古ハ大てハ農工商の四民の外ハ士ハ重き御位より至

るまで政道の權威ハあつる人々を以て農ハ五穀を作し出さ土民なり工ハ

切の道具と造作する人なり商ハ万事有所の物を無る所へ通用して食事

買ひとを以て此外を遊民とて今日世の中入用なるもの外ハありて食事

となりものなり遊民多るとハ五穀財宝をつひやせもの多きゆへ世貧し

なりやの故ハ財を生らゆらに大道あり財を生ざる者ハ衆くあまを食

損る者ハ寡く諸の業を勤め爲るハ手疾く精を出さるハ約をまじり内へ

入所を計て外へ出を所をおほめよふハ舒まれば則ち天下の財宝恒足矣

仁者以財發身不仁者以身發財仁心ある者ハ財を

不行ひ吾身を立つゆへハ長久なり不仁の人ハ吾身

を捨てたりも財を好し貪るゆへハ長久なり未

不好義者也未有好義其事不終者也未有府

庫財非其財者也上に誠を尽くせばハ其應のなきことあり

孟獻子曰く畜馬乘不察於雞豚伐冰之家不畜

牛羊百乘之家不畜聚斂之臣與其有聚斂之

臣寧有盜臣此謂國不以利爲利以義爲利也

長國家而務財用者必自小人矣彼爲善之小

人十五

國家を爲使當害並ひ
至善者有と雖ども亦
之を如何ともせざる

無此と國ハ利を以て
利と爲不義を以て利
と爲と謂

右傳之十章ハ國を治
め天下を平にせんと
紀を

凡そ傳の十章前の四
章ハ統て綱領の指趣
を論ぜ後の六章ハ細
りに條目の功夫を論
ず其第五章乃ち善を
明らふ要第六

人之使爲國家當害並至雖有善者亦無如之
何矣此謂國不以利爲利以義爲利也

國天下を治る本ハ万民を仁むを以て第一と然る小その長る役居て金銀財宝
の利を務る者ハ大抵ハ小人の所爲自なり若小人ハ國家を爲使ハ當を
あり天変を當といひ土地の變を當といふ天地ももに變を當め
いながら大徳善人ありてその鎮めめんと其勢や一且ハ如何なるや
中く詞筆并舌を以てのべ尽し聖人のおへ

右傳之十章釋治國平天下

凡傳十章前四章統論綱領指趣後六章細

論條目功夫其第五章乃明善之要第六章

乃誠身之本在初學尤爲當務之急讀者不

可以其近而忽之也凡て傳文十章の首章より四章までハ明德新民至善の三綱領の指趣を統

章ハ乃ち身を誠まそ
る之本初字に在て尤
も當に務む當之急爲
讀者其近を以て之
を忽ふ可なり不也

當 兩度

て論ぜり後の第六章より十章までハ八條目治國平天下の工夫を細く論ぜり右の
内より第五章ハ尤も善道の肝要を明りに又第六章ハ身の行ひの根本に
して誠の道を尽せり何れも日く「務當の急用なり願くハ學者の輩口をさ
みに讀てせし近きかど、忽し思ふべし」恐きややするしといふ

